

Title	日本経済史料 (室町時代記録の部)
Sub Title	
Author	松本, 彦次郎
Publisher	三田学会
Publication year	1913
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.7, No.2 (1913. 4) ,p.359(143)- 375(159)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19130422-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

あると同時に、一方に於ては貨幣用として金の需要は益々増加しつゝあり。最近數ヶ年間に多額の金は輸出品に對する支拂として南米殊に亞爾然丁國に吸收せられたり。亞爾然丁國の貿易は千九百〇三年に至りて始めて順潮となり、同年より千九百十年に至る迄に無量三億七千萬圓の金は同國に輸入せられ、紙幣消却基金として同國の兌換局に積立られたり。千九百十一年にも南米の金輸入は減少せざりしを以て、同方面に於ける金の需要は今後猶ほ數年間持續すべしと思はる。又、直接に或は埃及を経て印度に輸入せられたる金も尠からずして、二三の州に於ては既に金は一般に流通せるもの、如く、且つ到る處に於て富豪は銀の代りに金を蓄藏しつゝあり。若し印度に於ける金貨自由鑄造開始の運動にして成功せば、巨額の金が歐米の市場より吸收せらるゝに至るべきは疑ふこと能はざる所なり。要するに、『世界各國は』「頑迷なる東洋」す

らも亦——金貨本位を採用せんとしつゝあり。支那も現今の騒動が鎮定したる曉にはサー・ロバート・ハートの提言を採用して、日本の先例に倣ふならんと思はる。

若し十九世紀の初期以來の卸相場の騰落を通觀せば、千八百九十六年に至る迄の物價騰落の趨勢は慥かに下落の方向を有したるを知るべし。激しき波動はありたれども、物價平準は一八四九——五一年前は下落の大勢を持し、夫れより千八百五十七年に至る間は騰貴し、爾後千八百七十一年迄は千八百五十七年の平準を維持したりき。千八百七十一年より七十三年迄は物價は再び騰貴し、其時より以後千八百九十六年迄更に急激に下落せり。されば、是れに由りて觀るに、物價騰貴の趨勢が持續せられたる期間は下落の趨勢が持續せられたる期間よりも遙かに短し。現今に於ける金の産額及び將來に於ける金需要額の見越に關して上文に述べたる事實を

日本經濟史料（室町時代記録の部）

松本彦次郎

綜合して考ふるに、輒近の物價騰貴も亦是迄の物價騰落の順序に對する例外たるべきものに非ざるを斷言することを得るが如し。物價が千八百五十一年——千八百五十七年間に騰貴しにる後、千八百七十一年迄は、濠洲及びカリフォルニアの金輸出が以前と略同額なりしにも拘はらず、概して同一の平準を維持したりき。されば、目下の物價騰貴も遠からずして底止し、其後暫時物價は同一の平準を維持すべきも、早晚下落の運動を繰返すに至るならん。

室町時代に關する史料の中前號に掲載せし以外のもの、中に重要なるものをあぐる事とせり、經濟史家及西洋史家は餘りに外國と我國の發展を類推し過ぎて平行説の誤りに陥るもの多し我經濟史には根本史料の研究最々急務なりと信ず、
臥雲日件録。

今日存するものは其拔萃なれども最も史的價値を有するもの、一なり。著者は北禪和尚にして殊に此時代の僧侶は政治に關係すると共に一般國民とも接觸しをれば公卿の日記などの如く社會の一部に局限して公卿生活を中心とせるに對し此時代の僧侶の手になる者は政治を主とし寺院をとき更に下層の國民に及びて大凡時代精神を窺ふを得べし。本書は前號紹介の滿濟准後

日記及陰涼軒日録と相並んで此時代の三大日記とも云ふべく何れも社會的經驗を充分有する人々なれば参考書として最も適當なり。此書は曲亭馬琴の讀書目録にも入り大した珍書と古來重んぜられざりしも國民生活に重を置く今日の歴史には缺くべからざるものなり。記事は文安三年四月(千四百四十六年)より文明五年二月四日(千四百七十三年)に終はり前後凡二十五六年間に亘れり。

享德四年乙亥

正月五日、又話。旦那大友國中之政、有可稱道者、去歲入唐船飯、各出抽分先命諸商定物價、令出十分一。然可出一貫者、減三百、可出十貫者、減三貫。餘可例知也。此亦寡欲之至也、又話天龍曾□爲渡唐煩費自公府賜公貼者百六矣、故關西諸僧。自上座而位干諸山。干利五山者、不爲少焉、就中豐萬壽寺中亦有五山長老、以百十七貫賣南

禪寺公帖、而將開齋筵、因着紫衣時、大友命日、五山十刹、而五山長老居于此、某以爲不宜、河況五山南禪寺前住乎、若欲位南禪寺。則不可此寺中。彼長老不得南禪位、遂居本位耳、予謂彼買公文、爲長老者。自以爲得、然不覺識者嗤咲。則豈非一生愧耶、此漢雖失百十七貫、而幸免人嗤、則卻非有得。又曰大友宅嘗以茅茨、敷以辯、淳朴可喜也、予謂、凡政道爲人所厭者。皆出於多欲、若塞利歌之源。則天下豈難治哉。所庶諸州守護皆知大友。四海晏清、萬民和示矣。

長祿二年戊寅

正月八日等持寺首座訴。咲雲來曰、某渡唐時、持齋四扇去、一扇以代翰墨全書一部云云、日本大刀價八百、或一貫者、在彼方者則一刀五貫、蓋定價也、先是目大明得六百貫者、就中五萬貫、善大刀之報也、一萬貫

硫黃之報也、大刀推朝廷收之、非餘人所賣買。

寛正五年甲申

四月十三日、又大唐。正當日本西蓋築紫在西南 自築紫乘舟、又向西南而行、蓋日本當干楊州、上古日本船有直達楊州時也云々、又景泰帝兄在位獵胡國爲彼所擒。胡人云、雲安地三十餘州。若以此贖、則可還帝、景泰王許之、雖然三十餘州自中國置官、其貢則與胡人。是以北絹三十六萬疋、黃金三十六萬斤、送胡國、蓋二物共雲安産也爾來大明乏財、國步艱難云々

大内氏は幕府よりの特權を得て外國と貿易せしは人のよく知る所なれども自家領内に於ける貿易商人に對する大名としては此時代の通例たる十分の一の課税を三分減じたるは必しも恩惠的の治め方とのみ見るべからず。此時代の僧侶は其思想の一面は支那思想殊に治國平天下を腦

中に描き、無理に政治上に道德的要素を加味し針小棒大に評するを常とせるものなれば政治上の評點などは其まゝ、信ずるを得ざるものなり。大内氏は貿易を以て立ち其富を以て室町幕府に其權威を振へることは大内氏の競争たる對島の宗家の記録を見ても明なり。享徳頃には貿易地として堺なども盛んになり殆んど大内家の獨占せし外國貿易も他に競争者あらはれたれば其競争上領内貿易商を保護して其貿易上より得る收入の減少を防ぐ政策なるやも知れず。

貿易の利益については一振一貫の大刀は彼地に於ては五貫に價すと。此談話のありし長祿二年より享徳二年則六年前の我貿易船の輸出品を檢するに大刀凡九千五百振とあり。(大乗院日記目録による。大刀の輸出額も一定せるものにもあらざるべしと思はる)上述の記事により一振四貫の利益とすれば三萬八千貫の利益ある事にて之を談話の五萬貫と比して大差なきより見れ

ば太刀などは四五倍の價を以て彼の地に賣れたるを想像するを得べし。而して太刀に限り彼地政府の專賣にして一般商人は如何ともする能はざりし如し硫黃の輸出額三十九萬七千五百斤に對する一萬貫の報は餘りに少なき故に或は數字の寫し誤りにあらざるか。

寛政五年(千四百六十四年)の支那政府の記事については千四百四十九年景泰の兄英宗瓦剌の土木也に捕はれたり景泰は兄の贖として多額の絹と黄金とを以てせり。此談話は此事件過ぎて僅かに十二年然も明國の財政は窮乏を來し、明國の衰微こゝに基くなど經濟上より之を觀察したるは政治道德にかぶれて漸もすれば道德を以て政治を論ずる標準をはなれ財政上より論じたるは、我室町幕府の財政紊亂を目撃したる我國の實驗より類推したる論ならんも一面よりみれば我の經濟思想發達の結果なりと云はざるべからず。

文安五年

八月十九日、予又問鹿苑院殿於此移宅之事、曰創基恐在干泉州合戰之前一兩年歟、初命諸大名之士役土木、獨大内義弘曰、吾士以弓矢爲業而已、不可役干土木、則義弘深逆鈞音之濫觸也、經營未畢、時令考其費則二十八萬貫也、然則至于畢功、則殆百萬貫乎、隆樓傑閣、畫棟雕梁、東西南北、蒼布星羅、如自天降、如從地涌、故法雲寺殿雪後居士、咨變花院殿曰、此新第不可以換西方極樂也、天下干今爲口實焉。今時西南有護摩堂、東有懺法堂、

今爲等持寺宗鏡堂者是也、懺法堂東有紫宸殿、今爲南禪院者是也、舍利殿北有天鏡閣、復道與舍利殿相通往來者。似步、虛閣北有泉殿、々々今則廢矣、閣曾内南輝方丈閣而去歲回祿爲灰燼、可惜又會處東北山上、有看雪亭、爲安七佛樂師像、々々今在法水院耳、亭則

充焉云々、

大内義弘の叛死は應永六年(千三百九十九年)にして義滿在世の時なり。されば此新第は恐く北山の金閣寺にして其土木の費についての論なり。今日現存せる金閣寺の一部を以て當時の豪華と云ふも知れたものと早斷する人もあり。またあるものは今日のこるものは泉殿か離座敷位のもの故之を以て斷んずべからずと當時の記事を引いて之を證するものあれども要するに水掛論なり。若し金閣寺建立の費用を百萬貫と假定すれば當時物價中米價の如き明かなるものもあれば其生活程度を推量し、諸物價との關係を考ふれば此土木費が果してどれだけの大工事を起し得るかを想像するを得べし。かく内的判斷を加へてこそ金閣寺の真相も知れ、或は支那流の誇大思想を以て起したる形容の大袈裟なる程度も知り得べしと信ず。本記事大體ながら費用の一端を竊ふを得べく。室町幕府財政の危期と諸

侯の關係をも見るべく、我戰爭史も亦經濟上より之を説明し得る一例とも見るべし。堂の配置構造の記事をあげたるは此費用を以て起し得たる殿堂伽藍の規模を想像せしむる爲めにして室町幕府財政の研究には必要の記事なり。

寶徳四年壬子

四月七日早赴攝州湯山。有溫泉記、詩句等長文略之。十一日凡入湯、諺曰、入湯不入湯、蓋戒多浴也、予續以七事、遂演作八首、每首四句五字、名之曰湯店舍八詠、中略山中不二其價者三物、薪一擔、酒一升、木履一緡、皆不過八錢、

十八日上略凡山中患瘡者、毎日一人、巡湯客各室、求二錢、謂之番乞食、蓋行基督救路傍病人之謂也、又商客入山、手提籃子、未曾有擔而賣者、此亦避干行基督杖頭魚云、三月四日(長祿三年歟) 喚智端行者來、剃髮之次、予問、六角堂施

行之來由、瑞日願阿彌曰干公方、望救餓人、公方出百貫文爲助、就六角堂南大慈院北、造假屋者百二間。初三日先可施粥、其後菜羹耳、每日八千人之設也。願阿彌築紫人也、先是架四條橋、去年又施百貫爲南禪再造佛殿之功、如此善利多々、匪啻今施餓人。能成檀波羅密者、其名曰願、同波羅密亦成就焉、願不偉乎、瑞又曰當職多我出堂守。先是督公府役歸時、街頭聞呼聲、問之則男子好衣裳佩金粧刀者三人、奪餓人衣服者、即提三人誅之、以奪餓人衣服、比之願阿彌、則相去九牛毛。此三男子久住京都之乞食中、爲首也、云云。

酒薪、木履等の僻地山村の物價の一端を知るべく、施行は日々八千人とは其數頗る多し、これは貧民救助を主なる目的とせるか、將又當時下層民の救濟よりも救濟なる概念に重きを置く救濟其者に功德ありとの迷信に基き社會は實際

さまで之を要せざるに施行と云ふ名稱に提はれてしたるかこれ亦研究を要するなり。

乞食なるものは奈良平安朝よりありて敢て怪しむに足らずと雖も彼等不良の徒は土一揆などと相俟つて社會の秩序を紊したる所もあり。乞食之首云々より見れば彼等は孤立的のもの、みならずして一團をなし、之が主長ある所より大に當時の社會組織の一端を知るを得べく此種の研究に冷淡なる我史界には面白き參考史料なり。

東寺執行日記。

寺家の記録中最も重要なものなり。東寺百合文書は文書として奈良朝以後のものは正倉院のものに比すべく殊に鎌倉以後に至つては經濟史料中第一に位するものなるが此文書を有する東寺の日記なれば甚だ正確にして然も經濟に非常に重きを置けるものなり。全巻通讀するの期を得ず唯卷首數卷を紹介するにとりむ事とせ

り。

元德元年四月十七日(千三百三十年)

記錄所

洛中米穀和市事、

右米穀者民之天國之本也、頃年豐饒之所近日和市之不定有衆庶力之飢饉云云太不可然所詮新穀出現之程任弘安之例以宣旨一斗宛錢百文可交易也、今度之此難不可准弘安例以寬宥之儀如此所可致定下也於違犯之輩者可有嚴衆儀也(嚴密沙汰者イ)

元德二年五月二十一日

六月

沽酒事任 宣下狀可遵行之由可令下知給之旨 天氣示候也仍執達如件

六月九日

左中辨光顯奉

別當殿私云四條宰相隆資

元德二年六月九日

宣旨

雜 錄

近日京洛俗偏利潤杜康之業頗以繁多、穀價騰躍之間被定其法爰酒壚交易之所追彼准據以米穀上果宛酒醪一斛早守嚴制永勿違亂、

十一日

藏人頭左中辨藤原光顯奉

世間依飢饉米穀商人以外和市高云云仍勅載として去月被定其法以來米穀不出現、商人又不出之者也、仍彌世間飢饉無極之間今日二條町東西市を被立かいや公方沙汰也五十餘間云々此かいやへ商人を被召て賣買者せらるゝ也然間諸人成喜悅之思を群集して誠如市也。

此文の解説とも見るべきは本誌第六卷第三號に詳かにのせたり。人爲的の穀物騰貴に對する取締の一種にして妙法寺々記の物價論を參考すれば頗る興味ありと信ず。

貞治三年

四月七日

當時大工職間事、

右於寺家惣大工者國康不帶根本相續之支證之處去曆應年中泉涌寺大勸進奉行之時任雅意致無窮造沙汰號相傳無是非書與惣大工職補任狀於國康泉涌寺大工之條前代未聞之行事不可說次第也、凡勸進者偏主造營方奉行之計也、何爲一旦勸進奉行之身可計補寺家進止公人以下所職哉、當寺池寺未聞其例且代代大勸進更不及姓此沙汰之處始而昭非例之條爲寺爲職太可然所詮當寺番匠鍛冶大佛師疊差以下職人等爲長者進止別當勤行代代補任之往古流例也、而背寺家法度致自由之沙汰之上者國康所帶勸進奉補狀等更非沙汰之限、然者早被停止國康非分之競望所及一一寺之群口也不違先規之樣欲被經御沙汰矣。

永享元年十一月

番匠大工國吉

祿物廿五貫馬廿疋代敷人數六十人斗有し

壁大工

馬一疋人數十人計

鍛冶大工宗繼

馬一疋人數數十人計

同八年六月十三日

日來大工國吉ソシキ 一千餘貫注進之

七月九日

大工相論舊記目安二通

十月十一日

東寺惣大工國吉 馬二疋給之

三郎五郎國房 引頭。馬一疋給之

眞勝次郎國守 長 一疋給之

春松大工

瓦大工ニハ代百疋給之

飛驒匠は平安朝に於て最も有名なりしなり。良材産地の飛驒は多くの大工を出すも怪しむに足らずと雖も分業の發達よりみれば頗る研究に値するなり。寺家は一方より云へば經濟の中心たる諸侯大名に比すべきあり。此等の職業上代中世に於て世襲せらるゝは自然なるが此等職人の連中は孤立的のものなるか組合とまで行かぬも一定取締人の保護をうけて其行動の自由を

缺けるものあるかの研究に多少の暗示を與ふるものなり。祿物は今日の給料と同種類のものなるか寺家の保護は一定の職人に向つて與ふるものなりとせば祿物は給料ノ云ふより寧ろ名譽の給ひ物と見るが正當なるべく。古代部曲に屬する職人は其職に従事するも其支給の如きは當事者の任意者にして被雇人と云ふより獨立自由なき點に於て解放せられずと見るが正當なるべし。寺家附屬の大工の如きは部曲制度の發達せるものにして寺家附屬の職人にして譜代寺家に屬すると共に給料其他について給料の如き相互の契約にあらずして其與ふるまゝに安んぜざるべからざるが如くも見ゆ。此種の研究に對して全く研究の發表せられたるものなき如し、片々の記録たるも研究者にとりては大に必要なり。
齋藤基恒日記

永享十二年（西曆千四百四十年）より康正二

年に至る日記なり。足利將軍義教の執事代とな

ら内評定衆をも兼ねたる故準當局者の日記とも見るべく記事頗る正確なり。軍記物語は其性質上記事の正確なる能はざるは當然の事にして怪しむに足らずと雖も之をみるに當りて戰爭の記事不正確なりとも政治の記事評論は案外正確なる事あり。此等軍記物語本來の性質目的より云へば毫も怪しむに足らずと雖も史實と功名話の混交を判断するには日記は最も其正確の度を比較すべき標準となるべきなり。此日記は政治の當局なるだけに實際の政治の一面を見るべき從來我國史の政治に對する研究は重として官名職名の解釋にとゞまり實際の運用は却つて等閑に附せられ唯僅かに租税の徵收高などを記するに過ぎず。此書は室町幕府の財政を側面より説明し。殊に室町時代中期に於ける都府として京都を研究する好材料なり。

酒屋以下京都諸商人については。

嘉吉二年（千四百四十二年）二月

一、洛中洛外酒屋、政所寄人分手罷向注之、去年德政以來納錢方減少之間、如此注立、以來除一衆中治阿貞政齋上瀨基 基恒以下北政所二人遣奉書相觸之、役之錢到來之時、加下書於道狀納御倉(初非備後 人道許)則御倉請取持參候合點了。

文安四年三月二日

納錢方會所一就被定置、河村民部房、諸酒屋一字別三十疋相懸之、以上百疋餘在之、貞政瀨基基恒成奉書申付之、

文安六年四月二日(千四百四十九年)

酒屋土倉錢味贈屋等役錢等就催促、以玄良下書 御倉初非備後入道納之。

此時代の京都に於ける酒屋の研究に關する史料殊に東京が酒麴製造の特權を得たるに對し西京に新酒屋の出でたるを妨害せんとせし史實を紹介せしが本書は洛中の酒屋に對する幕府の課税高及之が徴收法に對して正確なる史料を示せ

るものにして味噌など大正の今日尙地方に於ては自家用料分を手製する所多きに味噌屋なる商賣の獨立し存せるを知るを得べくまた殊に行商に對して坐座か如何に分業發達せるかの徑路の一部分を知るを得べし。

嘉吉二年閏六月

洛中棟別十疋充被懸之、右筆方老若相分豎少路。自身相向取宿所居、以若黨注之、要脚所納所事町々奉行與永祥眞妙通等加判、納御倉了。

康正二年四月二日

爲造 内裏料、洛中洛外棟別被相懸之、奉行 飯總禪常息 布野眞基

一、右筆方老若於管領干時 京兆外圍子分之、各二人町別侍所被官人一人召具之、於町々注棟數了。便宜在所取宿申也。

一、一字百文納之彼送狀三、町別奉行與濃禪布野列加判納御倉、

一、洛外、仰領主所納、

親基者、治阿國通國道備所垣見左 京兆 堀川與油

小路之間一條以南 九條以北自四月三日至六日注之、洛中八手別之、以上十六人也。

一、惣奉行爲濃禪之處、半ニ被仰付飯總爲數。棟別錢に關する史料及文書類多けれども京都市内に於ける實例殊に幕府側の記事としては重要なものにして奉行及惣奉行等、官制等も間接に知るを得べく。且つ此租税が臨時の課税にして洛中洛外に及び戸數毎に均一に課したるものなるを知るべく。たゞ此税は武士は免税にして町人百姓にのみ課したるかの如く思はる。これに對する正確なる研究の發表せられざる今日には注目すべき記事なりと云ふべし。

永享十三年辛酉改嘉吉、

閏九月

天下一同德政被行之、政所被押壁書了、仍諸土倉質物等責取之間、納錢忽停止了。

文安三年丙寅正月

一、洛中 同錢屋注之、政於寄多分行向了、三月二日

一、洛中洛外、號日錢屋隱取質之間、以寄人手分質物員數注之彼本錢十分一被付納錢方、基恒貞政瀨基以三判納御倉了、

享德三年甲戌十月

一、土一揆亂入京中、諸土倉質物等悉責取之、
一、於諸借錢者、以十分一被付納錢方、
一、奉行右筆飯總爲數、同加判頭人貞基、
一、借錢弁破十分一請文在之、
條々壁書政所押之。

享德四年乙亥十一月

一、去年德政之時借錢十分一事、爲頭賦寄人飯總 爲數人奉書以下成之、
一、納錢方、堤右京亮有家爲伊勢守貞親代存知之、

一、錢主借主共申給奉書各寄人調之、頭人加

判、各奉書裏判事不知子細、執事以下不肖故歟、不可説之、

一、十分一事自是以後爲五分一被付納錢方了此時條々於政所内談在之、爲數被相除之、自此時政所奏者塙左亮行久也、

徳政に關する史料の五六は前號に掲載したりと雖も單に下層民の社會運動を重としたるものなるが前記の史料は信用經濟の發達に連關して見るべきものにして貸借の關係を明かにせり。日錢屋の如き記事によれば一種の質屋なれども課税を免れんが爲めの特殊の方法を以て營み來れるものが發見せられ質屋と同一視せられたる如し。徳政一揆は徳政に連關して暴起せる一揆なるも元來徳政なるものは暴政の一例には相違なきも信用經濟發達し來れる當時果して慶長時代の史家が記する如く債務全部を無効とせるものか、或は利子を免せるものか。或は元金の幾分を免せるものか注意して研究せざるべからず

此記事の意味は頗る不明の所多きも之が解決には缺くべからざる史料なり。

同十二日

一、河上諸關過書一方玄良承之、性通次也、一方濃禪、

渡河及關所に關する記録は此時代に珍しからざるものにして此記事も亦一例なり。諸侯の對立或は寺領の關係等其支配區域明瞭となり。互に其收入を競ふ如き封建制の一部を説明せるものと見るべし。

東大寺法花堂要録、

寺院を中心としての經濟史研究は最も興味を引くものなれども寺領に關する研究の發表せられざる今日之に對しては想像する外なし。西洋史家の多くは西洋に於ける寺院研究をそのまゝ我國にあてはめ。寺院都市などの概念 促へて之をあてはめ極端なる誤謬多き平行説のみにして想像と云ふよりは類推否夢想に過ぎざるの觀

あり。此記は寺院經濟に關する一面を見るべきものにして關所の研究には一寸注目を引くものあり。

長祿四年康廣分(千四百六十年)

兵庫北關、東大寺へ寄附事延慶ヨリ始ル、十ヶノ御願料所也、□冬關過書ノ煩ノ時此サクアリ、

寛正四癸未

一、十二月十二日ニ兩寺閉門也、兵庫關舟共盜テトホルニヨテ管領細河殿ヲ詔也。

關所税の寺院收入のものとしては東大寺の兵庫に於けるもの最有名なり、續南行雜錄同年同月二十二日の記事、神新之專御動座、兵庫關所落航事也と。此兩史料を合せ考ふれば兵庫に淀泊せんとする船は關税を免れて逃れ去ること東大寺に於て不服に思ひ、殊に攝津守護たる細河氏の取締の緩しとして例の神輿をふりて訴訟したるなり。細川氏は亦大名として此關税を私せんと

したる事實に照せば關税の收入者たる東大寺と自己の領より收入を得んと苦心する細川氏衝突は當然の事にして寺院と大名との關係との一端を知るに可なり。其他文永頃、越前國にも同寺の領掌せる關所の記事もあり、

應仁二年

一、ミセクシノ事、

此五六年トカク地下人申テサタセズ無力アリ
マリ他寺ノ沙汰衆、神戸殿へ申テ仕丁シコ
ヤヲソヘテ、十月十三日ニ時ノ酒十六文ツ
ツ取ナリ、合一貫七十文アリ、當年店出サ
ヌ所家四間アリ又二十日去年分取リ、五百
四十分取畢、神戸殿へ禮錢一貫文、仕方シ
コ屋へ二百文其後押上卿二年分四百文サタ
アリ、

應仁三年

正月十八日當寺衆徒集會トテ、公人□室邊
ニテ成清、十文字屋ヲ殺害ス、九世事也、

缺くべからざるものなり、此記事はグドクドし
 けれども堺商人生活をよくあらはせる故に其ま
 掲載せり。堺町の外國貿易について商人の留
 守宅に起りたる事件、更に商人は多額の物品を
 軍資として提供したるなど豪族大名と商人との
 關係を見るべく、商人の地位も高まり、諸大名
 も商人と離れて其財政を如何ともする能はず、
 商人なる新階は侍農民の二階の間入り、以後我
 國の經濟は大に發達したり。

永祿四年二月二十一日の記事に

浦上ハ野田福島ニ陣ヲ取ル其勢二萬餘騎ト

風聞ス、堺町人キヤツテンシ門々ニ垣ヲ

シタリケレバ誠ニ御秋ノ日トミヘシ、

堺の市街については

享祿五年三月三日條に

堺ノ中頻雜説アリテ堺ノ大小路ノ木戸共ヲ

指テ雙方カヨヒハナカリケリ。

市街防備の一方法にして此地屢賊亂の巻となる

防備の必要ありしならん、
 三好松永の騒動の際には

凡義次ノ方ノ衆一萬五千餘人ト聞エシ、則
 堺ノ口々エ馳向ヒ、松永畠山エ以軍使ヲ早
 々被出合候エ一合戦可有ト有リシカドモ畠
 山モ松永モ無勢ナレバ不叶已難儀ニ及ビケ
 ルヲ堺ノ會合衆トモ色々屢ヲ入テ畠山モ松
 永モ堺エ引入ケル會合ト申ハ堺ニハ能登屋
 ベニ屋トテ二人ノ福者アリ其外ニ會合衆ト
 テ三十六人ノ庄官アリ、イヅレモ富貴ナル
 徳人也、

信長時代の御館の事については、

今度信長衆攝州一國平均ノ時家々居取亂妨
 國中折々舊跡ヲ打破リ寺内財寶ヲ押取リ寺
 社方ノ繁昌ノ所エハ夫錢ヲカケテ切トラル
 ル前代未聞ノ事共也石山本願寺エハ五千貫
 カケテ責トラル、堺南北エモ夫錢二萬貫可
 出ト使タテラルレバ中々叶フマジキ由返事

英國に於ける内外投資利 廻りの比較

増井幸雄

(Journal of the Royal Statistical Society, Jan-
 uary, 1913. 所載 R. A. Lehfeldt 氏の論文。)

英國より海外に輸出せられたる資本の利子は
 内國事業に投入せられたる資本の利子よりも高
 率に居るとは一般に感ぜられ居る所なるも而も
 未だ之が確たる事實を示したるものあるを見ず
 以下既に發表せられたる、幾多の投資の記録に
 就て研究し得たる結果を述べむ。

投資の總額を完全正確に知らむことは頗る困
 難に屬するを以て本論に於ては敢て之を期せず
 外國に於ける投資の狀況に關しては曩に本誌に
 掲載せられたるサー、ジョーデ、ペイシユ氏の
 論文を参照せられむことを望むとして、唯茲に
 は英國資本の放下額の推算をなすに止めたり。

シケレバ其儀ナラバ責トルベシト聞エケル
 間堺衆トテモ責ラレバ用意セヨト能登屋
 ヘニヤ大將トシテ卅六人會合衆トシテ庄官
 アリ彼等一味同心シテ則橋ヲ上堀ヲホリ北
 ノ口々ニヒシヲ埋テ待カケ、レバ先捨置ヘ
 シトテ歸リケリ、

サヴェルの文書に堺は伊太利のヴェニチアの
 如しとあるが果して然るか、外人の我國に關す
 る見聞には誤り多き事今に始れるにあらず。ま
 た堺港を以て西洋都市に比すべき唯一の例とす
 れども未充分なる例證あるにあらず。座の研究
 の如きも駿府に於ける友野座など、比較せざれ
 ば單に類推に過ぎざるの觀あり、當時外國貿易
 港として我唯一の大港なりし同市の自治は頗る
 研究に價す、更に座に關する記事もあり、此等
 を綜合して始めて堺市の研究を全うすべし。